

## ★ 子どもたちや学校関係者にヒアリングを行いました！

R3.8.5 に子ども実行委員、R3.8.20 に学校教育関係者（教育委員会・志免東小及び志免中の教職員）とヒアリングを行いました。



【志免中学校教職員】

ヒアリングでは、子どもの権利条例の認知度から条例に関する学習・研修の機会について、施策の実施状況など、様々な側面から質問しました。また、志免町立小中学校 PTA 役員や町内在住の妊産婦の皆様等を対象とした、アンケート調査も行いました。それぞれの立場からの率直なご意見をいただき、現状の再確認と今後の課題を確認することができました。



【子ども実行委員】

## ★ 第5回 権利委員会時の様子（R3.9.27）

子どもの権利条例に関する認知度や啓発活動の現状と成果の再確認として、2 チームに分かれ、A チームは「教職員等学校関係者」、B チームは「児童・生徒・保護者・町民」の方々へヒアリングやアンケート調査を実施した結果について、各チームの中間報告及び結果や考察についての意見交換を行いました。

その後、調査結果を踏まえ、子どもの権利条例に関する認知度を高めるための今後の課題や追加に必要な調査等について、再度各チームに別れ検討を行いました。お忙しい中、ヒアリングやアンケート調査に、ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。



【グループディスカッション】

子どもの権利委員会だより

Vol. 3

発行者

第5期

子どもの権利

委員会

## 権利委員 メンバー紹介

### 志免町子どもの権利委員 吉田 幹生



弁護士の吉田です。弁護士になってから、少年事件や虐待、いじめに関する事件など子どもに関する案件を多く取り扱ってきました。

日本も批准している子どもの権利条約には、子どもにかかわるすべての活動において、子どもの最善の利益が第一時的に考慮されるとされています。弁護士として活動する中で、子どもの最善の利益を考慮することの重要性を感じる一方で、子どもの最善の利益を考慮することの難しさも感じています。少しでも志免町の子どもたちのためにお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### 志免町子どもの権利委員 松並 直美



民生委員として参加しております松並です。二人の子どもは、志免町の小中学校を経て成人しました。

“志免町子どもの権利条約”は、子どもたちの卒業後に施行されたということで、内容、町の取り組み等、関わることなく過ぎてまいりました。今回、委員として条例に接する機会を得、民生委員の活動に大きく関わることで、再認識致しました。

まずは、さらに理解し、活動につなげていけるように、協力、検討していきたいと思っております。

